

(別紙2)

令和8年度学生×IT企業によるITサマーキャンプ事業実施業務プロポーザル評価要領

「令和8年度学生×IT企業によるITサマーキャンプ事業実施業務」を委託するに当たり、契約の締結先として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画提案の審査を下記のとおり実施する。

1 審査会の設置

(1) 審査会の名称

次世代IT/DX推進人材育成・確保プロジェクト実施業務審査会（令和8年度学生×IT企業によるITサマーキャンプ事業実施業務評価部会）

(2) 審査委員

審査委員の人数は、3名とする。

2 審査の進め方

企画提案書、見積書及びプレゼンテーションを踏まえ審査を行う。

なお、下記の基準に満たない提案者は失格とし、審査会での審査を行わない。

(1) 見積価格が予算額を超えた場合

(2) 公募型プロポーザル参加資格要件が欠落していた場合（令和8年度学生×IT企業によるITサマーキャンプ事業実施業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の2関係）

3 選定方法

(1) 各審査委員の評価点を集計し、その点数を合計する方法により得点を算出するとともに、順位点の方法（各審査委員の評価採点により付けられた順位をそのまま点数とし、その点数の合計の値の少ない方から提案者の順位を付ける方法）による採点を行うものとする。

(2) (1)により最も優れた順位を得た提案者を、最優秀提案者として選定する。

(3) 最優秀提案者以外の提案者についても、順位付けを行う。ただし、(1)の方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、得点が同点であった場合は、審査委員の協議により順位を決定する。

4 審査項目及び評価基準

(1) 審査項目及び配点（110点）

1 事業の実施方法（配点95点満点）
(1) 【ワークショップ】 ・プログラミング経験のない学生でも取り組み、楽しめる内容となっているか。 ・デジタルツールを活用して、課題解決等をチームで体験できる内容となっているか。 ・IT企業の仕事をイメージできる内容となっているか。 ・県内企業への就職を意識できる内容となっているか。
(2) 【IT企業のキャリアビジョン紹介】 ・IT企業でのキャリアビジョンを紹介するような内容になっているか。 ・IT企業で「将来どのような自分になっているか」想像できる内容になっているか。
(3) 【県内企業若手職員等との交流会】 ・参加学生がIT分野や県内IT企業等への関心を高める内容となっているか。 ・県内IT企業での仕事や働き方が、ポジティブなイメージを醸成し、学生のキャリア形成に繋がるものとなっているか。 ・参加学生と参加企業が活発にコミュニケーションができる工夫がなされているか。
(4) 【成果発表会】 ・ワークショップで取り組んだ内容の共有の場として効果的な発表会となっているか。
(5) 【フォローアップ】 ・プログラム終了後も参加学生と参加企業とを繋ぎ、情報発信を行うための効果的な手法となっているか。 ・プログラムが単発的なものにならないための工夫がなされているか。
(6) 【参加企業及び参加者募集】 ・学生、企業の特性に合った効果的な募集活動が計画されているか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・広報物について、目的やターゲットに合わせた具体的な提案となっているか。
	<p>(7) 【運営体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場、機材の確保や、申込受付、参加者サポート、アンケート実施等、全体の運営が円滑に行うことができる体制が整備されているか。
	<p>(8) 【独自提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、事業の成果を高めるための独自の工夫・提案が見られるか。
2	事業実績（配点5点満点）
	(1) 類似事業の経験や知見が豊富で、成果を上げているか。
3	見積価格・県内企業（配点10点満点）
	<p>(1) 予算額との比較に基づき点数化した見積価格。 ※見積価格が低いほど高得点となる評価方式を採用しているが、具体的な計算方法は非公表とする。</p>
	(2) 鳥取県内に事業所（本店、支店等）を有しているか。
4	個人情報の漏えい等の有無（該当する場合、5点減点）
	<p>(1) 過去2年間に受託業務における個人情報の漏えい等の事件を発生させていないか。 ※個人情報の管理に係る申告書（様式第5号）の記載内容を基に判定する。</p>

※審査項目ごとの項目点は各5点満点とし、それぞれに係数（非公表）を乗じた点数を各審査項目の評価点とする。なお、評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

(2) 評価基準

項目点	評価基準
5点	非常に優れている
4点	優れている
3点	標準的である
2点	劣る
1点	非常に劣る
0点	要件を満たしていない、記載がない

5 その他

- (1) 得点が同点であった場合は、見積書の金額等も考慮した上で、審査委員の協議により順位を決定するものとする。
- (2) 実施要領5の(4)に記載のプレゼンテーションを欠席した審査委員があった場合、評価にあたっては、当該委員が事前に評価を行った審査項目についてはその評価点を採用し、評価を行わなかった審査項目については出席した委員の平均点を欠席した委員の評価点とする。また、協議を行う場合は、出席した委員のみで行うこととする。
- (3) 提案者が1者のみの場合は、「3. 見積価格」を除いた審査委員の評価点の平均が、40点以上の者を最優秀提案者として選定する。